



# 森林境界明確化と地籍調査との連携について

徳島県神山町

## ■ 神山町の概要

- ・ 徳島県東部に位置し徳島市に隣接、町の中央を東西に鮎喰川が流れ、流域に農地と集落が点在する。
- ・ 徳島県庁～神山町役場 約27km 車利用45分

【総面積】 173.30km<sup>2</sup>

【山林面積】 14,897ha (総面積の86%) その内10,235haが人工林

【住基人口】 R5.2 4,827人、2,382世帯  
H 3 10,025人、2,962世帯  
S30 20,916人、3,791世帯

【高齢化率】 R3.11時点 52.7%

【林業関連】

- ・ 徳島中央森林組合 (本所)
- ・ 製材所 8ヶ所
- ・ 林業従事者数 33人  
(令和2年 国勢調査)

産業観光課 11名内 林務関係 3名  
(内 林政アドバイザー - 2名)



# 森林環境譲与税の使途

令和元年 18,093千円

令和2年 38,448千円

令和3年 38,718千円

事業区分	事業名	事業総額（千円）			当年度基金への積立額	事業内容
		(A)+(B)	(A)うち森林環境譲与税（千円）	(B)うち他の財源（千円）		
① 意向調査の準備作業	森林境界の明確化	14,993	14,993			境界未確定の森林の現地調査事業は民間事業者に委託。 277.85ha
① 意向調査の準備作業	林地台帳システム改修業務・保守業務	2,068	2,068			林地台帳、森林GIS等関連情報の更新費用及び保守費用
② 意向調査	消耗印刷費 通信運搬費	119	119			森林所有者への意向調査に伴う、封筒印刷代、通信費など
③ 私有林整備	里山環境整備保全事業補助金	880	880			里山林の森林整備について補助を行う。 事業規模0.01～0.1ha、補助対象：伐採、集積、搬出、運搬、植栽、鳥獣害防止施設、下刈り等
⑥ 林道・林専道の整備等	林道維持工事ほか	7,132	6,893	239		林道・林業専用道管理に伴う重機借り上げ・資材支給及び、林道舗装工事。
⑨ 林業就業者の育成	神山町森林整備担い手育成事業	480	480			林業事業者が新たに雇用した作業班員の技術指導等への支援。
⑩ 専門員の雇用	臨時職員等賃金	7,976	2,393	5,583		意向調査及び林政振興のため地域林政アドバイザーを雇用する。
⑬ 木造公共建築物の整備等	神通滝公衆便所新築工事	9,878	9,878			公衆便所新築工事を木造で建設した。
⑯ その他（木材・普及啓発関係）	バイオマス利用促進協議会事業補助金	155	155			木質バイオマス利用促進への取り組む団体へ運営補助を行った。
⑯ その他（木材・普及啓発関係）	神山町林業活性化協議会補助金	806	806			町内の林業関係団体で組織し、町産材の振興及び川上から川下への取り組みについて運営補助を行う。
⑯ その他（木材・普及啓発関係）	神山町町産材認証機構補助金	53	53			町産材の認証を行い、地域産材の振興に努める団体の運営補助を行う。

38,718

令和4年 50,717千円

## ◇ 森林境界明確化事業について

平成11年度～平成21年度      コンパス測量      実施面積      641.06 ha

平成22年度～現在                  GPS測量                  実施面積 3546.56 ha

- ・森林管理整備事業(国補) ・ 森林管理システム整備事業(国補)
- ・緊急雇用(国 基金事業) ・ 森林整備加速化林業飛躍事業(国 基金)
- ・森林整備地域活動推進交付金事業(県単 70.54ha)
- ・儲かる林業のためのドローン技術による高精度森林情報整備事業(県委託 94.44ha)
- ・森林施業集約化支援交付金事業(国補)
- ・森林境界の明確化(町単独:過疎 411.47ha)

- 令和2年度～ 森林環境譲与税による明確化
- 地図訂正・登記 は行わない
- 使用機材 DGPS・デジタル方位距離計
- 一筆調査ではなく、所有者界で実施



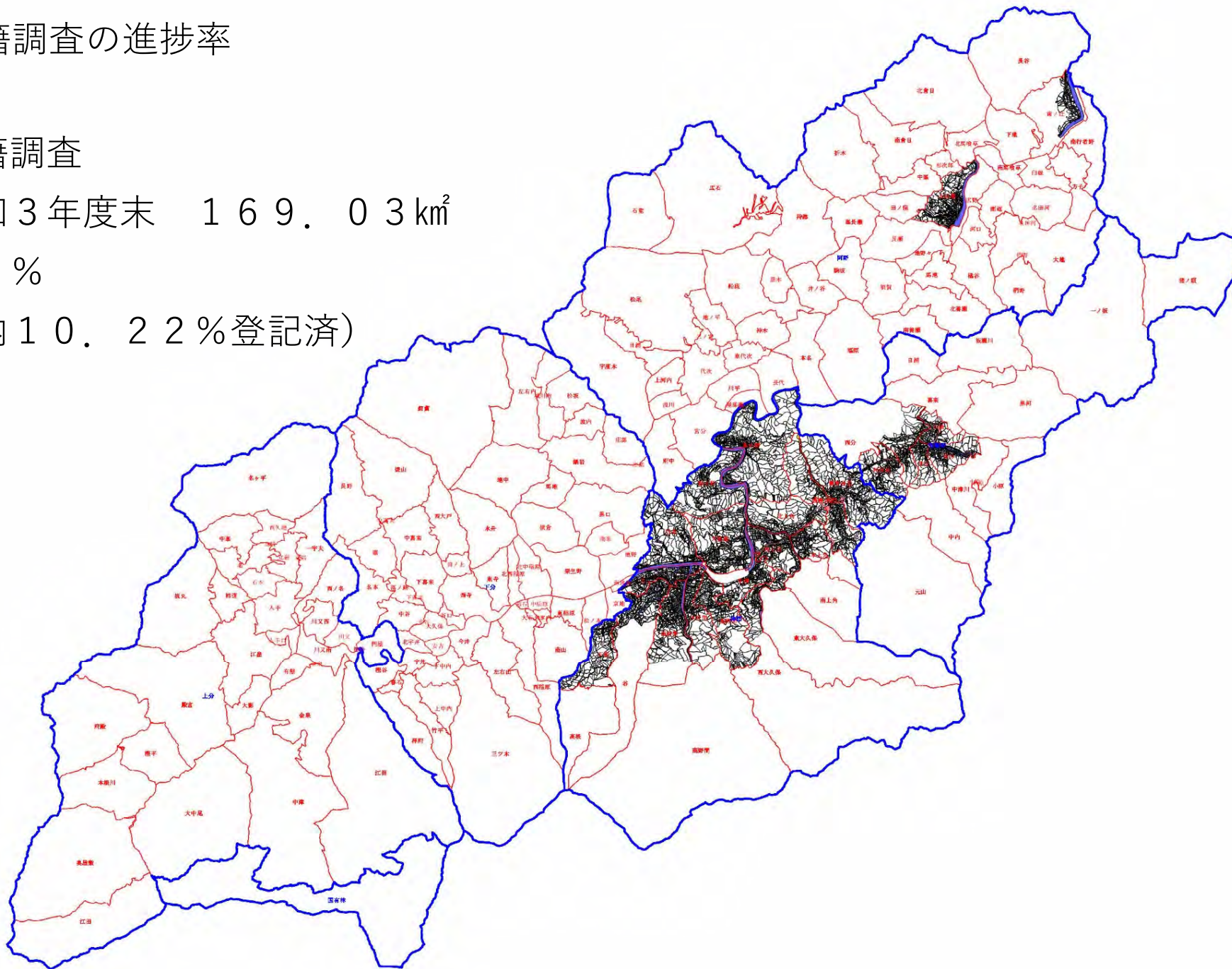
◇ 地籍調査の進捗率

地籍調査

令和3年度末 169.03km<sup>2</sup>

11%

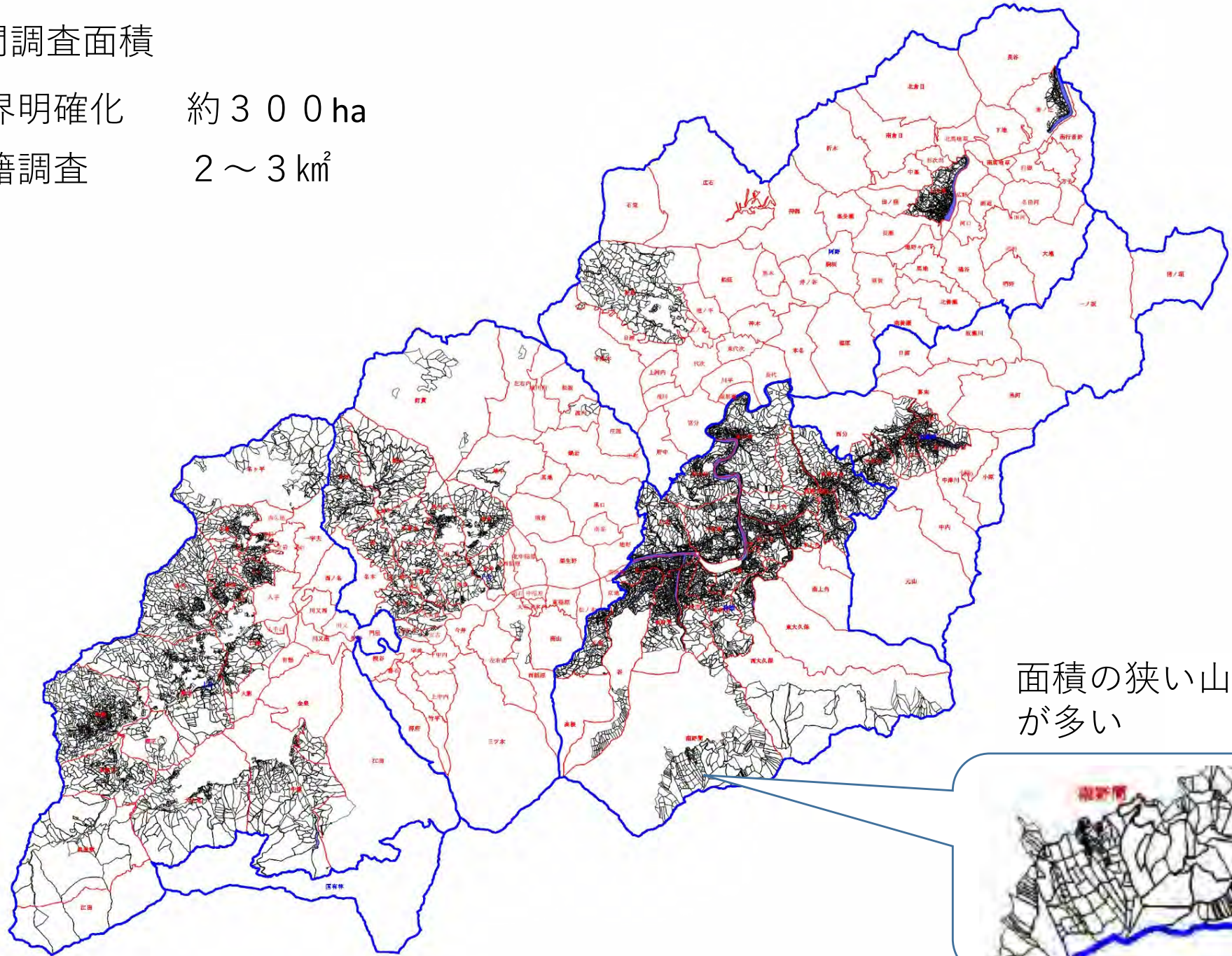
(内10.22%登記済)



◇ 年間調査面積

境界明確化 約 3 0 0 ha

地籍調査 2 ~ 3 km<sup>2</sup>



面積の狭い山林が多い



# 赤色立体図

急峻な地形が多い

神山町役場



神山町役場






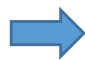
## ◇ 調査スケジュールについて

- ・ 町の西側が山が深く、高齢化が著しいので、基本的には西から東に向かって実施。
- ・ 地籍調査の実施予定を確認し、地籍調査としての効果の有無を相談。

## ◇ 事業者への提供資料

- ・ 徳島中央森林組合に業務委託。
- ・ 保安林指定資料、市町村筆界点及び図根点を収集し、委託先へ提供。

## ◇ 土地所有者への説明 及び 所有者の探索

- ・ 地籍調査とは異なる調査で、登記は行わないと説明  反対なし
- ・ 立会者等からの聞き取りにより探索  不明な場合は境界未確定

## ◇ 地籍調査への提供資料

- ・ 杭座標データ ・ 調査素図 ・ G P S 観測図 ・ 測量図
- ・ 森林境界調査票 及び 委任状 等

## ◇ 資料提供の根拠（1）

### ● 神山町個人情報保護条例

(特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)の収集の目的以外に、個人情報を利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、**次の各号**のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 当該実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供することに相当な理由があり、かつ、**本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる**とき。

### ● 森林法

第百九十一条の二 都道府県知事及び市町村の長は、**この法律の施行に必要な限度で、その保有する森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。**

## ◇ 資料提供の根拠（２）

### ● 森林境界明確化活動と地籍調査等との連携について（抜粋）

平成25年3月26日付け24林整計第293号林野庁森林整備部計画課長・  
国土籍第705号 国土交通省不動産・建設産業局地籍整備課長通知

(3) **林務担当部局は**、森林境界明確化活動の成果について、森林GISにより森林境界用のレイヤーに保存するなどして森林境界が明確化された箇所を記録し、森林簿及び森林計画図に速やかに反映させるとともに、当該活動の成果が地籍調査等に活用されるよう**地籍調査担当部局に必要な応じて次の資料を提供するものとする**。また、地籍調査担当部局は、当該資料を有効に活用して森林地域の地籍調査等の円滑な推進に努めるものとする。

- ア 森林境界明確化土地一覧
- イ 森林境界不明土地一覧
- ウ 森林境界保全簿
- エ 森林境界保全図
- オ その他（位置図 及び 森林計画図 等）

(4) 地籍調査担当部局は、森林地域において地籍調査等を実施した場合は、その情報を林務担当部局に提供するものとする。また、林務担当部局は、当該情報を森林簿及び森林計画図に適切に反映するよう努めるものとする。

## ◇ 地籍調査について

境界を知っている人が、年々少なくなっている事情があるため、山林境界だけでも決めておきたい。

また、平成17年度には財政的な事情もあり、地籍調査を休止。（平成23年度より再開）

## ◇ 連携した地域

平成30年度実施の地籍調査において、平成23年度の山林境界明確化事業の成果を活用。調査地区については、日常の相談や情報共有の中で、境界明確化実施済みを把握していたため、地籍調査実施計画作成の段階から明確化成果を活用することを計画。

## ◇ 資料提供依頼成果品

- ① 調査素図
- ② 所有者界に設置した境界杭の測量データ（SIMAデータ）
- ③ GPS観測図
- ④ 測量図
- ⑤ 森林境界調査票
- ⑥ 委任状

## ◇ 連携の効果

- 管理システムの統一 → 予算の効率化。 相談体制の向上。
- 杭データの活用 → 地籍調査での位置確認を効率的に実施。
- 測量成果の活用 → 地籍調査の一部工程を省略、調査面積が1.5倍。

## ◇ 今後の予定

- 明確化事業の実施規模の拡大 → 調査面積年間300haを600ha程度に拡大
- 管理システムのサーバー管理 → 予算効率化 及び データ移行作業の効率化

## ◇ 今後の課題

- 調査仕様書の共通化 → 杭の規格統一など
- 境界明確化測量精度の向上 → 機器の見直し、測量会社への再委託など
- リモートセンシングデータの活用 → 精度の高い筆界案の作成が可能